

宇部市公共下水道西部処理区運営事業

特定事業の選定

令和 6 年 10 月 3 日

宇部市土木建設部

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、宇部市公共下水道西部処理区運営事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 3 日

宇部市長 篠崎 圭二

1. 事業概要

(1) 事業の名称

宇部市公共下水道西部処理区運営事業

(2) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

ア 西部浄化センター

イ 小串ポンプ場

ウ 浜田ポンプ場

エ 真締川ポンプ場¹

オ 厚南ポンプ場

カ マンホールポンプ施設等（桃山マンホールポンプ場、北小羽山マンホールポンプ場、厚南 3-4 マンホールポンプ場、中川揚砂ポンプ場、中川除塵機）

上記アを「運営権設定対象施設」とする。

なお、西部浄化センター内に施設・設備を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記アに含まれるものとする。

(3) 公共施設等の管理者の名称

宇部市長 篠崎 圭二

(4) 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、PFI 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、本事業の遂行を目的として事業者によって設立される特別目的会社が包括的民間委託により、一体的に管理運営するものとする。

■対象施設の事業方式

事業方式	対象施設		備考
公共施設等運営事業	処理場	西部浄化センター	分流・合流式汚水
包括的民間委託	ポンプ場	小串ポンプ場	分流式汚水・雨水
		浜田ポンプ場	分流式汚水
		真締川ポンプ場	合流式汚水・雨水
		厚南ポンプ場	分流式汚水
	マンホールポンプ施設等	桃山マンホールポンプ場	分流式汚水
		北小羽山マンホールポンプ場	分流式汚水
		厚南 3-4 マンホールポンプ場	分流式汚水
		中川揚砂ポンプ場	分流式雨水
		中川除塵機	分流式雨水

¹ 真締川ポンプ場は令和 19 年度に廃止予定であるため、令和 18 年度まで本事業の対象施設となる。なお、廃止時期については今後見直しの可能性がある。また、廃止後の合流式汚水・雨水は、玉川ポンプ場へ全量流入することとなる。

(5) 事業期間

事業期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 38 年 3 月 31 日までを予定する。

ただし、実施契約に定める事由が生じ、市及び事業者が、事業期間の延長を申し出たときは、最長 5 年間、事業期間を延長することができる。

なお、公共施設等運営権の存続期間は、運営権設定日から本事業終了日までとする。

(6) 事業範囲

本事業の範囲は、以下のとおりとする。

ア 公共施設等運営事業

① 義務事業

- (ア) 経営に関する業務
- (イ) 維持管理に関する業務
- (ウ) 改築に関する業務
- (エ) その他の業務

② 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用削減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

③ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

イ 包括的民間委託

- ① 運転管理業務
- ② 保全管理業務
- ③ その他の業務

(7) 利用料金

事業者は、利用料金を宇部市公共下水道事業（西部処理区）の使用者から収受する。

利用料金額は、宇部市下水道条例（平成 16 年条例第 96 号）に規定する使用料の額に 100 分の 55 までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(8) 費用負担

ア 公共施設等運営事業

① 義務事業及び附帯事業

- (ア) 経営に関する業務

事業者は、経営に関する費用の全てを負担する。

- (イ) 維持管理に関する業務

事業者は、維持管理に関する費用の全てを負担する。

(ウ) 改築に関する業務

事業者は、改築に関する費用の10分の1相当額のうち、本事業期間終了時の残存価値相当額²を除いた部分を負担する。市は、事業者負担分を除いた額及び附帯事業の改築に関する費用の全てを負担する。

なお、市は、負担額の支払いにあたり、借入金、国庫補助金及び内部留保資金を充当する予定である。

② 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

イ 包括的民間委託

市は、包括的民間委託に関する費用の全てを負担する。

なお、市は、負担額の支払いに当たり、サービス対価として事業者へ支払うものとし、その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める。また、公共施設等運営事業に係る経理と区分するものとする。

² 改築に関する費用の10分の1相当額のうち、事業者が法定耐用年数に基づいて本事業期間終了時までに償却計算を行ったと仮定した場合の減価償却累計額を控除した金額

2. 評価の内容

(1) 評価の方法

本事業のうち、附帯事業及び任意事業を除いたものを対象として、市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものと、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

また、上記の事業費総額の縮減に加えて、本事業を公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

市が自ら実施する場合及び事業者が実施する場合の予定事業費の算定に当たり、設定した主な前提条件について次の表に示す。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表 1 前提条件の比較

項目	市が自ら実施する場合	事業者が実施する場合
共通	・ 事業期間 : 30 年（令和 8 年 4 月～令和 38 年 3 月） ・ 割引率 : 0.751%（国債金利情報（30 年）平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月の平均） ・ 物価上昇率：見込んでいない	
市職員給与費	・ 令和 4 年度の宇部市管理時における職員数の実績をもとに算定	・ 業務の減に伴い一定の減員が実現するものとして算定
経費	・ 令和 1～4 年度までの宇部市管理時における実績等をもとに算定	・ 効率化により、一定のコスト削減が実現するものとして算定 ・ 事業者が実施することによる特有の費用（SPC 運営経費、資金調達、法人税等）を考慮した。
改築に関する費用※	・ 目標耐用年数を考慮して、一定のサイクルで更新が発生するものとして算定	・ 一括発注による効率化、維持管理と一体化による仕様の最適化などによりコスト縮減が実現するものとして算定

※改築に伴う元利償還費を含む。なお、事業者が実施する場合には、上記のコスト縮減が実現するものとして算定している。

イ 算定結果

上記アの前提条件に基づき、市が自ら実施する場合と、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較した結果、約 8.1%の縮減が期待できることが確認された。

なお、PSC³及びPFI-LCC⁴については、事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しない。

(3) 定性的な評価

本事業を公共施設等運営事業等として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待することができる。

ア 共創の推進（宇部市モデルの構築）

西部処理区を公共施設等運営事業等、東部処理区の直営体制を維持することで、西部処理区の事業者と東部の直営職員が定期的に会合を持ち、相互の取組を情報共有することで、技術力向上を努めるとともに、官民連携による課題解決「共創」を推進し、官と民の相乗効果を発揮することが期待できる。

また、東部処理区の直営体制を維持することで、モニタリング技術の確保、技術継承、災害等緊急時のバックアップ機能などの効果が期待できる。

イ 西部処理区業務の一体化による効率的かつ効果的な運営

事業者が本事業期間を通じて、西部処理区を対象とした公共施設等運営事業及び包括的民間委託に関して一体的に運営を行うことで、これらを個別に実施する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や新たな技術や運営ノウハウの活用等、さらに長期的視点に基づく事業運営を行うことで、より効率的かつ効果的な運営が期待できる。

ウ 持続可能な下水道事業運営

人口減少等に伴う下水道使用料の減少や施設の老朽化に伴う改築需要の増加等の課題に対し、事業者の常に（24 時間・365 日・契約期間）将来を見据えた経営意識を持った経営や長期的な視点で維持管理も考慮した改築・更新の推進や効率的な施設運営による持続可能な下水道事業運営が期待できる。

エ 脱炭素社会の実現に向けた下水処理

性能発注による自由度の拡大により、事業者の有する省エネルギーや発生汚泥等の下水道資源の有効利用等に関する独自技術の活用や、創意工夫等の発揮が促され、環境負荷の低減が期待できる。

オ 地域経済の成長、地域社会の持続的発展

市に西部処理区を運営するための会社ができることとなり、市の税収向上が期待できる。また、地元企業と連携を図り、地域資源の活用や人材の雇用、地域住民等との協働による地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献することが期待できる。

³ PublicSectorComparator 市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したもの。

⁴ LifeCycleCost：公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものの。

(4) 総合評価

本事業は、PFI 法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間中の事業費総額を約 8.1%（現在価値換算後）縮減することが期待できる。

また、定量的な効果だけでなく、定性的な効果についても期待することができる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。